国総参第35号平成17年3月24日

事 務 次 官

輸送安全総点検の緊急実施について(依命通達)

公共交通機関における最大の使命は輸送の安全であることは言うまでもないが、 最近、鉄道及び航空の分野において、人的要因と考えられる事故等が多発しており、 誠に遺憾である。

ついては、公共交通機関の安全を確保し、国民の信頼を回復するため、鉄道及び航空の分野において緊急の安全総点検を実施されたい。

なお、点検の実施要綱については以下のとおりとする。

- 1. 点検対象は、鉄軌道事業者、航空運送事業者、航空管制機関
- 2. 点検期間は、4月中に完了するよう設定すること
- 3. 点検方法は、基本的に各輸送事業者等の自主点検とし、点検内容には、次の確認を含むこと
 - ① 安全に直接関わる現場業務については、現場の状況に適したマニュアルの整備及び周知徹底等の状況
 - ② 安全確保に関する社内体制等については、現場でのトラブルに関する報告・確認のルール及びトラブルの再発防止検討等のための体制等の状況

貴局においては、この実施要綱を踏まえ、具体的な点検項目である実施細目を添付して管下輸送事業者等に対しこれを周知・徹底するとともに、点検完了後の結果等について報告を求め、必要に応じて指導を行うこととされたい。